

平成21年2月27日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚ー905）」の一部を下記のとおり改正したので、平成21年4月1日以降は、これによってください。

記

第9の5中「8」を「7.75（平成21年3月31日以前の日については8）」に改める。

第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(1)中「5級」を「7級」に、「人事院規則9-17（俸給の特別調整額）第2条第1項又は第2項の規定を適用したものとした場合に受けることとなる」を「給与法の規定が適用されるものとした場合に支給されることとなる俸給の特別調整額の」に改め、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(7)中「（(1)による額を人事院規則9-17第2条第1項第2号又は第2項第2号の規定を適用したものとした場合に受けることとなる額とされた者を除く。）」を削り、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)

とし、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(4)中「(3)」を「(4)」に、「(7)」を「(8)」に改め、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1中(4)を(5)とし、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(3)中「同法」を「在外給与法」に改め、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1中(3)を(4)とし、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(2)中「以下」を「(4)において」に改め、第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1中(2)を(3)とし、(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 本府省業務調整手当 給与法の規定が適用されるものとした場合に支給されることとなる本府省業務調整手当の月額

第18の5の(2)のアの(ウ)中「8」を「7.75（平成21年3月31日以前の日については8）」に改める。

以 上